

TEL 095-825-1132
 FAX 095-827-3658
 E-mail info@nagatakaikei.co.jp
 URL http://.nagatakaikei.co.jp/

扶養控除申告書の書き方が変わる

平成30年より適用となる、配偶者控除や配偶者特別控除の改正に伴い、給与について源泉徴収をする際に考慮する「扶養親族等の数」の対象となる配偶者の範囲が変わります。そしてこの変更により、平成30年分の扶養控除等申告書(以下、マル扶)の記載項目も変わります。

○「扶養親族等の数」の対象となる配偶者の範囲

給与を支給する際に徴収する源泉所得税を計算するとき、「扶養親族等の数」を用います。この「扶養親族等の数」を求める際、1人として加算する配偶者の範囲は次のとおりです。

配偶者…以下の全てを満たす者
 1.婚姻届が提出・受理されている
 民法上の配偶者
 2.申告者本人と生計が一緒
 3.青色事業専従者としてその年中に給与の支払を一度も受けていない
 又は白色事業専従者でない。

・1人として扶養親族等の数に加算する配偶者の範囲

～平成29年分		平成30年分～
控除対象配偶者に該当	→	源泉控除対象配偶者に該当
控除対象配偶者が障害者に該当	→	同一生計配偶者が障害者に該当

この場合における控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者、同一生計配偶者それぞれの要件は、下表のとおりです。

控除対象配偶者 (改正前)	源泉控除対象配偶者 (改正後)
配偶者の合計所得金額が38万円以下 (申告者本人の所得制限はありません)	申告者本人の合計所得金額が900万円以下 かつ 配偶者の合計所得金額が85万円以下
	同一生計配偶者 (改正後)
	配偶者の合計所得金額が38万円以下 (申告者本人の所得制限はありません)

ご覧いただいておりますとおり、改正前の控除対象配偶者と改正後の同一生計配偶者の要件は同じです。つまり名称は変わるものの、障害者に該当する場合には加算対象となる配偶者の範囲は変わりません。



○マル扶の記載項目の変更

実務上「扶養親族等の数」は、マル扶の記載内容から求めます。そのため上記変更に伴い、マル扶の記載項目も変わります。具体的には次ページに掲載した、8月20日現在国税庁から公表されているマル扶のイメージ（一部）をご参照ください。

《平成30年分扶養控除等申告書の記載例(イメージ)》

平成30年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等 神田 緑陽	あなたの氏名 山川 太郎	あなたの生年月日 50年1月1日	あなたの住所 東京都練馬区栄町23-7
あなたの勤務先 〇〇〇〇株式会社	あなたの氏名 山川 太郎	あなたの生年月日 50年1月1日	あなたの住所 東京都練馬区栄町23-7
あなたの勤務先 〇〇〇〇株式会社	あなたの氏名 山川 太郎	あなたの生年月日 50年1月1日	あなたの住所 東京都練馬区栄町23-7

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身の障害者、養育、専攻又は勤労学生が、いずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	生年月日	所得控除の額	住所又は居所	異動月日及び事由
源泉控除対象配偶者 A (扶養親族)	山川 明子	778899001122	55.10.10	830,000円	東京都練馬区23-7	
源泉控除対象配偶者 B (14歳以上)	山川 一郎	889900112233	14.5.17	0円	東京都練馬区23-7	
源泉控除対象配偶者 C (14歳以下)						

「源泉控除対象配偶者」に該当する場合に記載します。
 ※ 「源泉控除対象配偶者」とは給与所得者（合計所得金額（見積額）が900万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除きます。）で、合計所得金額（見積額）が85万円以下の人をいいます。

同一生計配偶者が「障害者」に該当する場合に記載します。
 ※ 「同一生計配偶者」とは給与所得者（所得制限無）と生計を一にする配偶



スタッフからのご挨拶

社内では、会計事務所としての業務はもちろんのこと、FP業務の取り纏め役として活動しています。法令に則った適切な税務申告、企業の財務体質・業績改善へのお役立ちも大切ですが、経営者様個人や、それに係る個人の方々へのFP面でのお役立ちについても、今後一層取り組んで行きたいと思っております。

MS第5課 内田直樹

